

2008年（平成20年）11月10日

長崎県知事 金子 原二郎 殿

要 請 書

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団（以下「原告団ら」という）は、貴県農林部諫早湾干拓室長より、2008年（平成20年）10月23日、「要請書」（同年9月29日）に対する回答（10月23日付回答）を受け取った。

貴県は、9月5日付回答において、客観的事実やデータの認識に誤りがあり著しく信頼性に欠ける回答しかせず、そのため、原告団らから、回答の根拠となったデータの確認等を求められたものである。

それにもかかわらず、貴県は、10月23日付回答においても、何ら客観的データ等を示すことなく、漫然と科学的根拠のない回答を繰り返すだけであり、長崎県民及び国民の疑問に何ら答えようとしていない。

このような貴県の態度は、あくまでも開門（開門調査）させないとの目的のために、科学的根拠のないデマ宣伝を繰り返しているもの（特に、貴県が発表した「諫早湾干拓地と周辺地域における開門調査の影響」と題するパンフレット（以下「パンフレット」という）の内容は科学的根拠にかけるばかりでなく客観的事実にも反するものである）であり、長崎県民や国民を騙し、正常な民主的判断を阻害するものであって、民主主義に対する冒涇であると言わざるを得ない。

そこで、貴県に対し、以下の要請を行う。

記

1 潮受堤防の防災効果について

- (1) 農水省が保有している1982年から2007年までの諫早湾背後地の湛水被害記録（以下「湛水被害記録」という）について、貴県はこの記録の存在及び内容を把握しているか。
- (2) 湛水被害記録によれば、潮受け堤防締め切り以前の1982年から1997年4月までの15年間で7回の湛水被害であったのに対し、締め切り後から2007年までの11年間で17回の湛水被害が生じており、締め切り前後で湛水被害が約3倍に激増しているが、貴県はこの事実を把握しているか。

- (3) 貴県は、10月23日付回答において「締め切り前の湛水被害のデータについて、市町等の関係機関をはじめ新聞記事に至るまで調べているところである」と回答し、締め切り前後の湛水被害の状況については、現在も調査中であるかのように答えている。それにもかかわらず、パンフレットにおいては「1開門が引き起こす影響」として「締め切り以降、調整池の水位を標高-1.0mに維持することによって、この地域の人々が長く悩まされていた湛水被害が改善されています」と記載している。貴県は、湛水被害について調査中であり調査データがないはずであるにもかかわらず、なぜ、パンフレットにこのような記載をしたのか、その理由を明らかにせよ。
- (4) 貴県は、上記(3)のパンフレットの記載が、客観的な資料である湛水被害記録に明白に反する内容であることを知りながら、事実と反するデマ宣伝を繰り返している。このような貴県の姿勢は、長崎県民及び国民を愚弄するものであり到底許されるものではない。貴県は、パンフレットの内容が客観的事実に反する誤りであり、その内容を訂正することを正式に長崎県民及び国民に発表すべきである。そこで、貴県において、上記発表を行う予定があるのかどうか、もし予定があれば、その時期を明らかにせよ。仮に発表する予定がなければ、なぜ発表しないのかその理由を明らかにせよ。

2 排水門の開放による潮受堤防道路の利用への支障について

- (1) 貴県は、9月5日付回答において、潮受堤防道路の利用に支障が出る根拠として、調整池の水位が標高+2.5mまで上昇すること、及び排水門に激流が押し寄せ振動や波浪が発生することをあげた。しかしながら、10月23日付回答においては「具体的シミュレーションを長崎県で行ったものではない」との理由で質問への回答を拒否している。シミュレーションを行っていないにもかかわらず、なぜ調整池水位が標高+2.5mまで上昇する、あるいは排水門に激流が押し寄せると考えたのか、その根拠を明らかにせよ。
- (2) 上記(1)の質問に対して回答できない場合は、貴県は、なんら科学的根拠なく、長崎県民や国民の不安感を煽っていることとなる。そうであるならば、貴県は、排水門の開放によってよる潮受堤防道路の利用への支障が生じるとした発表を直ちに撤回すべきである。そこで、

貴県において、発表を撤回する意思があるのか。あるとすればいつまでにどのような形で撤回の意思を表明するのか明らかにせよ。仮に撤回する意思がなければ、なぜ科学的根拠なく無用に県民や国民の不安感を煽りつづけることが許されると考えるのか、その根拠を明らかにせよ。

3 短期開門調査時の漁業被害について

貴県は短期開門調査時の漁獲高等の客観的データについて、「国にお尋ねいただきたい」として、貴県自身の回答を拒否しているが、もし、貴県が短期開門調査時の漁獲高等の客観的データを把握していないのであれば、科学的根拠もない完全な憶測で「漁業被害があった」と発表していたことになる。そこで、貴県に再度質問するが、短期開門調査時に漁業被害があったかどうかについて、貴県は回答としては「分からない」ということで良いのか、貴県の態度を明らかにせよ。

4 アサリ斃死防止について

- (1) 貴県は、10月23日付回答において、シャットネラ赤潮の発生及び貧酸素現象が顕著になる条件を答えているが、なぜ、諫早湾において、このような条件がそろってシャットネラ赤潮と貧酸素現象が重なったと考えるのか、条件が揃うに至った原因について答えよ。
- (2) 貴県が実施しているアサリの斃死を防ぐための対策について、作業効率、経済的コストの面で個別の漁業者が行うには課題が残されていることは貴県が10月23日付回答で認めているところであるが、アサリ斃死の原因を除去しない限り、このような課題を克服できない間にもまたアサリの斃死が生じるおそれは極めて高いといわざるを得ない。そこで、再度、アサリの斃死が生じた場合、貴県において、被害を被ったアサリ養殖漁業者にどのような救済策を取る予定なのか明らかにせよ。

5 アオコ問題について

- (1) 貴県は、10月23日付回答において、わが国の事例や文献等から、アオコが農産物を通じて人間の健康に影響を与えたことはないとしているが、具体的に、アオコが農産物を通じて人に摂取されても人の健

康には影響はないと記載されている文献について、文献のタイトル、著者、該当箇所等の詳細を明らかにせよ。

- (2) 貴県は、わが国の事例や文献を検討したとのことであるが、海外の事例や文献は検討しなかったのか。もし検討していないのであれば、なぜ検討しなかったのかその理由を明らかにせよ。
- (3) 海外において死亡例等の具体例があり、また海外の文献ではアオコの危険性が指摘されていた場合でも、わが国での死亡例や危険性を指摘した国内文献がないことを理由にアオコが安全だと言い切るのか、貴県の態度を明らかにせよ。
- (4) 海外において死亡例等の具体例があり、海外の文献でアオコの危険性が指摘されていたとしても、貴県は調整池のアオコの成分分析しないのか、貴県の態度を明らかにせよ。

6 ホテアオイの大量発生（調整池の環境破壊）について

- (1) 現在、本明川の旧河口付近（現調整池）において外来水草であるホテアオイが大量繁殖しているが、貴県はその原因をどのように考えているのか明らかにせよ。
- (2) 潮受堤防の締め切り後、アオコやユスリカ、ホテアオイの大発生を招くなど調整池の環境及び生態系は破壊され続け負のスパイラルに陥っている。それにもかかわらず、貴県は潮受堤防の締め切りによって「九州最大のビオトープ」が出現し「多様な生物の営み」が育まれているとし（パンフレット）、現実に生じている事象（環境異変）と異なるデマ宣伝を繰り返している。貴県においては、調整池の環境がかつてない規模で破壊され続けている現実を認め、パンフレットの記載を早急に改め県民・国民に真実を伝えるべきである。そこで、貴県において、上記パンフレットの記載を訂正する予定があるのかどうか、もし予定があれば、その時期を明らかにせよ。仮に訂正する予定がなければ、なぜ訂正しないのかその理由を明らかにせよ。
- (3) 研究者は、ホテアオイ大量繁殖の原因について潮受堤防の締め切りによって調整池が富栄養化したことにあるとし、大量繁殖を防ぐには潮受堤防を開放するしかないと指摘している。同様にアオコの発生を防ぐためにも潮受け堤防の開放が不可欠であると指摘する。このような指摘を受けても、貴県においてなお潮受け堤防を開放できないと考

えるのであれば，その理由を明らかにせよ。

- (4) 貴県はパンフレットにおいて，潮受け堤防の開放によって「調整池やその周辺の自然環境が破壊されます」としているが，現在，潮受け堤防を締め切ったままの状態が生じているアオコやユスリカ，ホテイアオイの大発生は従来あった自然環境の破壊とは考えないのか，貴県の考えを明らかにせよ。

以上